

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

| 科目名 | 区分 | 学籍番号(在学時) | 氏名 |
|-----|----|-----------|----|
| 憲法  |    |           |    |

評価(ABCD)

B

1. 本件法律は、X社のタクシー事業を営む自由を侵害し違憲である。
2. 憲法22条1項は職業選択の自由を保障している。それ、選択した職業をいかに遂行するかという職業・営業の自由も当然に保障しているを解する。したがってX社がタクシー事業を営む自由は憲法により保障されていると解する。
3. それ、本件法律は、T市内における小型タクシーの初乗運賃の範囲を5%円〜59%円と指定しており、T市内で毎タクシー事業を営むX社は、この範囲外に初乗運賃を不徴収すると~~なすべき~~。X社の営業自由は本件法律により侵害されているといえる。この点でX社はタクシー事業を自由に営むべきである 判例
4. では、この制約は正当化されるか。営業の自由は、職業選択の自由は、職業という単なる生計の手段というだけでなく、社会においていかにどのような役割を果たし、自己実現を遂げるかという重要な要素に関わる自由 いかに であるので、その制約は低くはないものの、職業というものは社会的に相互関連して成立するものであるから、他者の自由との関係で内容的に制約され得る自由である。
- また、初乗運賃の範囲指定はこれに反すると~~争点~~本件法律8条3項に基づき、運賃変更命令が下され可能性があり、これに反すれば同条2項に基づき、営業許可を取り消され、個人タクシー事業の営業そのものが不可能となり、 その上同17条に(一般乗用旅客自動車運賃事業の許可)が取り消され 2号に基づいて、100万円以下の罰金を科せられるという非正に重い処分 を科せられる。営業の自由を根本的に制約する処分については争うので、強い態様の規制を科せ、制約といえる。
- 以上より、上記制約が正当化されるかは目的が重制約の目的

正解には、法律の範囲で定めろ？わけではなく、決めるのは地方運輸局長で、

営業に因る必要すべて憲法上の保障が及ぶわけではな〜と認められるので、運賃設定が営業の自由に含まれることは、簡単にでもふたつがよ〜で、

完全には？

法のしくみをよく理解できていない

ページ

裏面へ



が重要だ。そして、制約が目的達成の手段として効果的かどうかを  
はかりで判断する。

5 5. まず、本件法律の目的は一条エフ、運送の安全及び利用者の利便を確保することとされた。~~三つ~~<sup>つまり</sup>利用者の生命身体財産を失うという重大な利益を失うことを防止することである。この目的は、この法律の目的である。この目的は、この法律の目的である。

しかしながら、初乗運賃の額を指定するに於て上記目的の達成に効果的であると認めらる。因に、初乗運賃の額を一定の範囲に指定するに、取り分け、下限を決めておくことは、過度に値下げ競争が發生し、運賃を下げようとするおそれ、経営を行ふ上になり、労働環境が劣化するに於て、(合理的) 衡平(從業員の)サービスの質が低下し、最終的に事故等が發生し、利用者の生命・身体・財産が侵害の虞に与はれることを防止するに於て、目的に於て効果的であると主張するに於て認めらる。

しかし、不況により経営が困難な状態となっており利用者数を増加させ、経営状況を好転好転に、<sup>企業に</sup>運賃の値下げをほ  
うという~~企業に~~、運賃の値下げを<sup>要請</sup>することは、経営を  
先延ばしせ、従業員、(福祉線以下への)新制環境を維持  
するに必要なのはわかってる。かえって、運賃値下げという最終手段を  
封じられ、事業者は経営に~~中絶~~を告げられて、従業員の労働  
環境は悪化しサービスの質は低下し、利用者の~~生命~~生命  
財産は危険にさらされる。解る。したがって、当該手段は目的に  
して~~封じ~~効果的であるとはいえない。(福祉線以下への)  
新制環境

25 比較して上記判例は正当化されず。本件流弊は、X社の  
憲法保障され利益を侵害し違憲であると解する。

① 主に利用者の利便を確保することに関し、利用者としては運賃が低  
 減があることは経済的に有利であるから、望ましいこと。~~しかし~~ 乗客  
 運賃の最低額が定められていること、利便の確保という目的 ~~から~~ 以上  
 ② ~~乗客の~~ 必要性の観点からは以上

これは、国家間の  
過剰な輸出、国内の需  
求不足を抑制する  
値下げ競争防止  
のためである。同じ  
理由は、他の国々  
サービスにもあて  
がけ、ゆえに、  
現実には、英会話  
教室の最低価格の  
法を定めておいて  
いる。「タクシー」の  
最低価格(初乗運  
賃)を定めておいて  
おき、これに基づいて  
具体的に検討  
できると、分析・論述  
にも深みが出て  
くる。



| 科目名 | 区分 | 学籍番号(在学時) | 氏名 |
|-----|----|-----------|----|
| 憲法  |    |           |    |

13

1. 本件法律の第7条・8条・9条・17条の規定は、タクシー運送事業者のタクシー運送事業の継続の自由(憲法(以下、省略)22条項)を侵害し、濫発である。以下、その理由を検証する。
2. 「職業選択の自由」には、選任・下職業を開始する自由のみならず、  
5 下の職業を継続、終了する自由の保障も含まれていると解釈される。  
そのためには、職業選択の自由を保障した意味が失われ、  
すなわち「職業選択の自由」には、職業遂行の自由も含まれる。  
タクシー運送事業は、「職業」となるから、タクシー運送事業者は、タクシー運送事業に~~関与~~継続の自由や遂行の自由を22条項に依り保障されているといえる。~~しかし、本件法律がタクシー運送事業~~ 2項  
~~も、~~ 国側とては、本件法律第8条は、指定・公表された運賃の範囲内で旅客運賃を定めることにより、自由規定していることは、  
10 777-運送事業者が自由に旅客運賃の価格を決定する機能を認めない、すなわち、777-運送事業の活動の自由を制約することになると主張することから考えられる。 遂行  
(しかし、民事法事件判決によると、形式的には職業遂行の自由を制約することになる場合として、実質的には狭義の職業選択の自由を制約する場合がありうる。本件法律には、8条2項の規定に違反した場合、~~は、777-運送事業者の計り取消し~~ 17条3項の旨規定  
20 547条(9条参照)・16条・17条のいずれも違反している。これは、  
本件法律7条項に依り指定・公表された運賃の範囲内で777-運送事業者が継続または行うこととされている。したがって、~~777-運送事業者の~~  
本件法律7条・8条・9条・17条は、777-運送事業者の777-運送事業の継続の自由を制約(777-運賃の範囲外で競争を行う)するものといえる。 本件  
25 3. もともと、国側とては、法律の目的が「運送の安全及び利用者の利便を確保すること」にある、すなわち、積極的目的にあるとして、

読得力のある  
論述だと  
思います。



本件

1 本件制約の違憲審査の判断については、中立的に行うべきであると主張する  
と主張されている。しかし、このように、積極目的については中立的に、消  
極目的は厳格に違憲審査をすべきであると見解を表明する(規制目的  
の議論)は採り得ない。なぜなら、明確に積極目的・消極目的  
5 のどちらであるか判断し難いものもあり、それぞれ上記2つの目的以外  
の恣意目的と内容とあるものもあるからである。  
そこで、規制の態様・目的を考慮に入れて、~~本件法律~~ 本件法律の立  
法府の裁量の広狭を明らかにした上で、本件制約の違憲審査の  
厳格度を判断するべきである。

10 本件法律の目的は、上述のように、(積) 運送の安全及び利用者の利便を  
確保することにある。運送の安全は、消極目的に属するものといえ、これを  
考慮すると、本件法律の立法府の裁量は狭いと解すべきである。また、  
上述のように、~~本件法律~~ 本件法律の各規定は、実質的には、タクシー運送  
事業者のタクシー運送事業の継続の自由を制約するものである。つまり  
15 本件制約の強度は大きい。さらに、タクシー運送事業にかかわる旅客運賃  
の決定については、専門的政策的判断は必要とすべきでない。  
これらのことから、本件制約の違憲審査については厳格に判断す  
べきである。具体的には、目的が正当であり、かつ、手段と目的との間に  
実質的関連性があるといふためには、本件法律は違憲であると  
20 いえる。

4. (1) ~~本件法律~~ 本件法律の目的は、上述のとおりであり、それは正当なものである。

(2) ~~手段と目的の~~ 手段と目的の 実質的関連性

25 ~~まず、国側としては、タクシー運送事業の運賃の範囲を指定・公表する~~  
~~ことで、右事業の業務の適正化が図られ、もって運送の安全及び利用者の~~  
~~確保が可能になると主張されている。ゆえに手段適合性は認められると~~  
~~利便の主張がなされている。~~

しかし、不況の影響により、~~利用者が~~ 利用者が運賃値下げを希望して  
いる状況下の場合、旅客運賃が固定化されたままであれば、乗客の  
30 減少の一途を辿り、最終的にはタクシー運送事業が立ちいかなくなる。

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

もう少し理由が  
書かれていた方が  
よいのでは。

どのような理由で  
ご考へられたか  
でしょうか。  
もう少し説明が  
ほしいです。

また、専門的判断  
と政策的判断、こ  
れは、かなり区別が  
あるからですね。  
慎重に書かなくて  
かまわないと思います。

2 ページ

具体的にはどういふことでしょうか。



高等司法研究科 法律文書練成講座 解答用紙

| 科目名 | 区分 | 学籍番号(在学時) | 氏名 |
|-----|----|-----------|----|
| 憲法  |    |           |    |

| 評価(ABCD) |
|----------|
|          |

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>なることは容易に想像がつくものであり、このことは、主に利用者の利便の確保を目的とするものである。したがって、手段適合性から「ありとほい」ではない。</p> <p>イ 本件法律の第7条1項は、事前に旅客運賃の範囲を指定するものである。しかし、タクシー運送事業の業務の適正化に努めようとするべく低廉あるいは高価な運賃を定める事業者について事後的に許可取消の取消しや罰則規定を適用するよう規定がある。この業務の適正化を図り、もって国民の本件法律の締結目的を達成する。</p> <p>したがって、手段必要性は認められる。</p> <p>ウ 国側としては、本件法律9条の許可取消処分は「ある」規定であり、直ちに</p> <p>10 <del>憲法第8条2項</del>違反から許可取消処分がなされることは、<del>憲法</del> <del>第8条2項</del> いから、相当性に基づくものであり、主張が認められる。</p> <p>しかし、許可取消処分が下されたとしても、8条2項違反の場合には、17条21号イ、100万円以下の罰金に課せられる。また、8条2項の違反をした場合には、許可取消処分や16条の300万円以下の罰金に課せ</p> <p>15 るおそれや相当の蓋然性をあてて下されるに、8条2項違反という違反に於いて右のような処分は下されることは不相当に重いものといえる。</p> <p>さらに、以上より、本件法律の第7条、8条、9条、17条2、タクシー運送事業者のタクシー運送事業の継続の自由を侵害するものであり、違憲といえる。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>20 憲法第9条の基本的な考え方として、身にかかると思われる合憲側(国)の主張が「業務の適正化」という抽象的なものにとどまるため、X側で具体的に論じるべきであるが論じない限りは、た印象です。</p> <p>なるべく説得的に具体的な反論を述べた方が</p> <p>25 答書として優れるものになると思われ。</p> |
|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

← 今回の問題とどう違っているのか？



高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

| 科目名 | 区分 | 学籍番号(在学時) | 氏名 |
|-----|----|-----------|----|
| 憲法  |    |           |    |

| 評価(ABCD) |
|----------|
| 7        |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. | 本件法律 7条 8条 9条 17条は、X社が運賃を自由に決定し経営を自由に侵害し<br>憲法である。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 5  | (1) 上記自由は憲法上保障されるもの。憲法22条1項の職業選択の自由は、<br>職業を維持する場合に於ては、自己の個性を實現する、自己人格的価値を<br>不可分の場として保障する。この保障は、選択した職業に<br>適応する自由、営業の自由とも保障する。不可分であるから、同様に営業の自由<br>も保障する。この運賃を自由に決定することは、営業の一形態であるから、上<br>記自由は営業の自由と同様に保障される。                                                                                                                                                          |
| 10 | (2) 本件法律8条は、第12条において国土交通大臣が指定した範囲外の運賃を、<br>国土交通大臣に届け出た一般乗用旅客自動車運送業者は、運賃の変更を<br>求めることができる。これは、第9条に基づき行政処分(17条)に<br>基づく罰則が定められている。本件法律7条 8条 9条 17条は<br>上記自由を制約する。                                                                                                                                                                                                         |
| 15 | (1) もとも、上記自由は無制約ではなく「公共の福祉」による制約を受ける。自由<br>である。この「公共の福祉」とは、正当な公共の利益を指す問題である。                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 20 | (i) この点、国は「営業の自由は社会的相互関係性から、公権力による規制の<br>(必要)が強い」とし、一般乗用旅客自動車運送業は許可制(本件法律3条)の<br>職業であるとして、上記自由は制約の必要が内在した制約であると。この<br>制約の目的は、本件法律7条2項3号が、国土交通大臣が運賃を指定する<br>基準として「一般乗用旅客自動車運送業者の間に不当な競争を生じること<br>を防止するため」と挙げている。この目的規定は、条約の目的である。<br>本件法律の目的は、一般乗用旅客自動車運送業の「公共の福祉」の<br>役割を重視することから、合理的な制約の目的は、積極目的である。この<br>ため、立法府の裁量が尊重されるべきであり、緩やかな審査基準で合憲性を<br>判断するべきである。この立法府の裁量である。 |
| 25 | (ii) もとも、上記の通り、営業の自由は自己実現の価値に密接に関わり、重要な<br>権利である。このため、本件法律8条3項、命令に違反した場合は、罰金(略)の                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

よくまとめた







高等司法研究科 法律文書練成講座 解答用紙

| 科目名 | 区分 | 学籍番号(在学時) | 氏名 |
|-----|----|-----------|----|
| 憲法  |    |           |    |

評価(ABCD)

~~維持するに必要~~ ~~許可制~~ ~~規制~~ ~~競争~~ ~~自由競争~~ ~~営業形態~~  
~~と重なる規制~~ ~~課税~~ ~~競争~~ ~~許可~~ ~~投資~~ ~~不自由競争~~ ~~自由競争~~  
 指定の範囲から脱却する場合、許可を取らずとも、事業者は社  
 子不利益が極めて大に、目的を看過せざるを得ない。 ~~上記制約~~  
 5 ~~自由競争~~ ~~完全自由~~ ~~自由競争~~ ~~自由競争~~ ~~自由競争~~ ~~自由競争~~ ~~自由競争~~ ~~自由競争~~ ~~自由競争~~ ~~自由競争~~  
 2. 以上より、本件法律 7、8、9、11 条は違憲である。

ポイントを押さえたうえで、  
 よく果けていると思います。

この点12.  
 違憲状態を  
 前提として、  
 効力がない  
 場合は、  
 グレーゾーン  
 10 作ることには  
 望みがないと  
 思います。

3 ページ

裏面へ